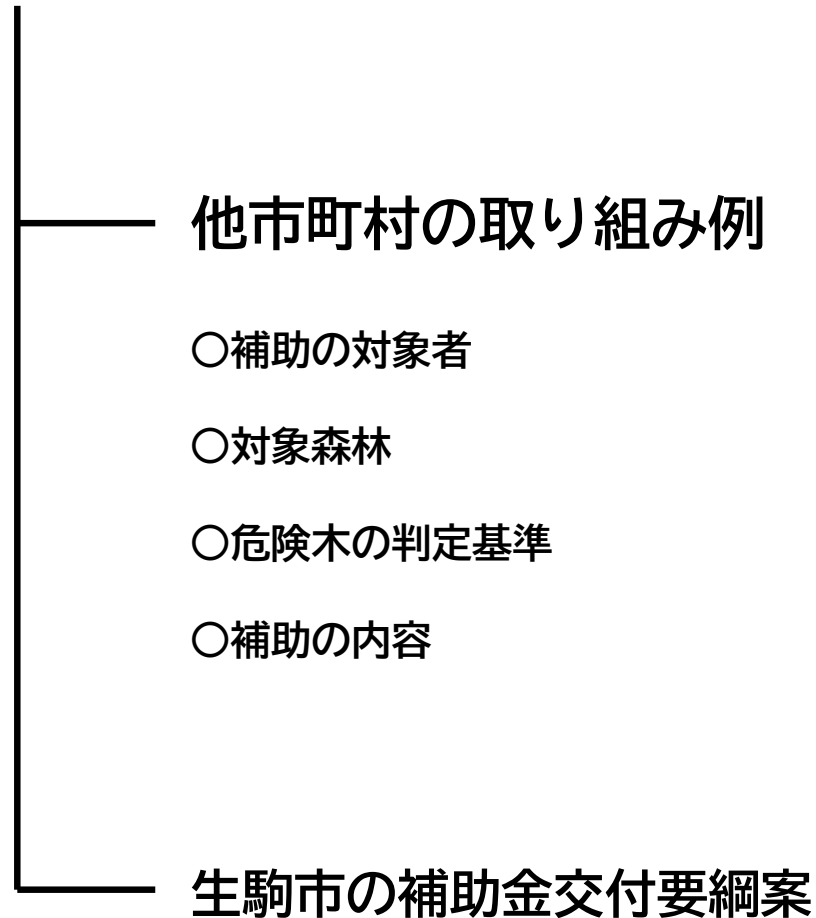


危険木伐採の補助金交付要綱案について



京都市危険木伐採支援事業（京都府）

○補助の対象者

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木により住宅に直接的な被害を受ける恐れのある者
- (3) 町内会等
- (4) 森林組合

※ 危険木を所有する者であっても、危険木により所有者以外の住宅に直接的な被害を与える恐れがない場合は、交付対象外。

※ 危険木により住宅に直接的な被害を受ける恐れのある者が、(1) 危険木を所有する者のみで、他に被害を受ける恐れのある者がいない場合は、交付対象外。

○対象森林

道路、民家、河川及び鉄道に隣接し、**森林法第5条**の対象となる森林。

○危険木の判定基準

森林法第5条の対象森林内に所在する樹木のうち、以下の項目に該当する樹木で、かつ住宅・道路等に被害を与える恐れのあるものが本事業の対象。ただし、既に住宅・道路等に倒木しているケースや、すでに被害を与えているケースについては対象外となる。

空洞：樹幹に空洞があり、概ね幹周の1/3以上又は幹径の1/3以上の深さまで達している。

亀裂：樹幹に亀裂が見られ、樹径の1/3以上の深さまで達している。

腐朽：樹幹又は根元（樹自体）にキノコが生えている。

枯れ：紅葉期又は落葉樹以外に、葉の大部分が変色又は落ちている。

病害虫：樹幹に食痕が見られ樹皮が剥がれている。根元にフラス（木くず）が堆積している。

傾倒：周囲の樹木に比べて、不自然に大きく（概ね20度以上）傾いている。

○補助の内容

補助対象経費の75%以内（上限あり）

※土地1筆当たりの補助金額は30万円が上限。

※申請は土地1筆につき年度内に1回まで。

※補助対象経費とは、危険木の伐採に要する経費のうち、委託先に支払う経費のこと。なお、**伐採した樹木を搬出・処分する経費は対象外。**

瑞浪市危険木伐採事業費補助金（岐阜県）

○補助の対象者

森林所有者又は、森林所有者の同意を得た者。

○対象森林

森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内（林班内）又は、現況地目が山林若しくは、保安林となっている土地の危険木の伐採であること。対象となるかについては事前に農林課まで相談。

※伐採面積は1,000平方メートル未満であること。

※伐採に伴い、伐採届等の各種法令等に基づく届出・申請等が行われていない場合は補助対象外となる。

○危険木の判定基準

本補助金において危険木とは、気象害、枯損又は過度な成長等により倒木の危険性が高い樹木で、倒木等により家屋、社会福祉施設、公共施設（道路を含む）又は河川に影響を及ぼす恐れのある樹木とする。

○補助の内容

補助対象経費の75%以内（上限100万円以内）

※補助金の交付の対象となる経費は、危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費とする。

※危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

※補助金の交付は、1施行地を1事業とし、同一年度内において1施行地につき1回限りとする。

葉山町危険木伐採工事費等助成金交付要綱（神奈川県）

○補助の対象者

危険木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する者。

○対象森林

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定される土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定される土砂災害特別警戒区域のうち、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第1号及び同施行令第3条第1号に規定する急傾斜地の崩壊を基準として指定された土地。

○危険木の判定基準

危険木とは、目通り直径が20cm以上で、かつ、樹高が5メートル以上の立木であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 倒木により住宅に被害を与えるおそれのあるもの
- (2) 倒木により道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路の交通に支障となるおそれのあるもの
- (3) 倒木により電柱に架けられている電線を切断するおそれのあるもの

○補助の内容

危険木が存する土地1筆につき、危険木を伐採、撤去及び処分に要する費用のうち2分の1以内とし、10万円を限度とする。
※助成金の交付は、一の年度において、土地1筆につき1回限りとする。なお、隣接する同一の所有者の土地は1筆とみなす。

岡山市里山における危険木伐採支援事業補助金交付要領（岡山県）

○補助の対象者

- (1) 危険木を所有する者
 - (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住居の所有者又は管理者。ただし、危険木を所有する者から事業実施の承諾を受けている者に限る。
- ※ 危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある住居の所有者又は管理者が同一若しくは生計が同一である場合は、対象外とする。

○対象森林

市内の地目及び現況が山林内若しくは保安林内。

○危険木の判定基準

危険木とは、胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上で、倒木により他人の居住する民家に被害を与えるおそれのある樹木をいう。

○補助の内容

危険木の伐採および適正な危険の除去に必要な里山林整備に要する経費を対象とし、補助率は1/2、補助限度額は10万円とする。

※危険木等を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除した経費とする。

※補助金の交付は、1人（その生計同一を含む）につき同一年度内において1回限りとする。

秦野市危険木伐採等補助事業（神奈川県）

○補助の対象者

次の要件の全てを満たす危険木の伐採等に対して対象となる。

- (1) 対象となる危険木の定着している土地の所有者、占有者又は管理者であること。
- (2) 危険木の伐採について、造園業者等の専門の事業者に委託し、その費用を負担すること。
- (3) 市税等を完納していること。

※ 土地の所有者以外の者が補助金の交付申請をする場合は、その土地の所有者の同意が必要になる。

○対象森林

特に定めなし。

○危険木の判定基準

次の要件の全てを満たす危険木の伐採等に対して対象となる。

- (1) 個人が所有する土地に定着していること。
- (2) 胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上であること。
- (3) 立ち枯れしている立木又は傾斜が激しい立木で、倒木により住宅に被害を与えるおそれ又は道路の交通、電力供給等のライフラインの確保に支障が生じるおそれがあること。
- (4) 住宅又は道路からおおむね5m以内にあること。
- (5) 国、県、市等による整備がされていないこと。

○補助の内容

危険木の伐採、撤去、処分に関する経費が対象となり補助対象経費の2分の1の額を補助（**最大10万円を限度**）。

※危険木を売却処分する場合は、補助対象経費からその売却した額を差し引いて補助。

三田市危険木伐採等事業補助金交付要綱（兵庫県）

○補助の対象者

- (1) 危険木を所有する者
 - (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある建造物の所有者又は管理者。ただし、危険木を所有する者から事業実施の承諾を受けている者に限る。
- ※ 危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある建造物の所有者又は管理者が同一若しくは生計が同一である場合は、対象外とする

○対象森林

市内における森林法第2条第1項に規定する森林。

○危険木の判定基準

危険木とは、胸高の直径20cm以上かつ樹高5m以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある建造物又は公道に被害を与えるおそれのある樹木をいう。

○補助の内容

危険木の伐採および適正な危険の除去に必要な里山林整備に要する経費を対象とする。補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内とし、**20万円を上限**とする。

※危険木を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除した経費とする。

※補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む）につき1年度内において1回限りとする。

真庭市家屋等被害対策大径広葉樹伐採支援事業補助金（岡山県）

○補助の対象者

- (1) 危険木が存する土地を所有し、占有し、または管理する者
- (2) 危険木により家屋等に直接的な被害を受けるおそれのある者
- (3) 自治会等
- (4) 森林組合

※(2)～(4)の方は(1)の方から危険木を伐採することについて承諾を受ける必要がある。

○対象森林

特に定めなし。

○危険木の判定基準

病虫害の被害等により枯死及び枯損した樹木並びに大径化した樹木（胸高直径がおおむね30cm以上かつ樹高がおおむね10m以上の樹木）で、倒木及び落枝等により人身または家屋等への重大な被害を及ぼす危険性の高い広葉樹。

※家屋（人家）のみでなく墓地、倉庫など人的被害が予想される箇所の危険木も対象。

○補助の内容

危険木の伐採に要する経費。ただし、補助対象者が(1)～(3)の方は委託先に支払う費用、(4)の方は発注者に請求する費用を対象とし、補助対象経費の3分の1を乗じて得た額（30万円を限度）。

※補助金の交付は、同一年度において1補助対象者につき1回限り。

飯田市危険木伐採事業補助金交付制度（長野県）

○補助の対象者

- (1) 危険木がある土地を所有し、占有し、または管理する、市税の滞納がない方
- (2) まちづくり委員会の長が認める公共的団体

○対象森林

道路河川等に隣接する土地にあるもの

○危険木の判定基準

- 木または倒木で、飯田市が管理する道路、河川または水路（道路河川等）に被害を与えるおそれがあるもので、次のすべてに該当する事業。
- (1) 伐採等をしようとする危険木の高さが5m以上であるもの
 - (2) 高度な技術または高所作業車等の特殊機器が必要となり、専門業者でなければ伐採等できないもの

○補助の内容

専門業者が行った伐採等の費用の2分の1以下の額で、15万円が上限となる。

恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金交付要綱（岐阜県）

○補助の対象者

- (1) 危険木を所有し、占有し、又は管理する者
- (2) 危険木の所有者に伐採及び除去の承諾を得た者

○対象森林

特に定めなし。

○危険木の判定基準

危険木とは、立木又は倒木であって、**市内の道路を通行する車両及び通行者**に被害を与えるおそれがあるものをいう。道路とは、道路法第3条又は建築基準法第42条に規定する道路並びに恵那市立小学校及び中学校が認定した通学路をいう。

○補助の内容

補助の対象となる事業は、補助対象者が行う危険木の伐採及び除去とし、補助金の対象となる経費は、補助対象者が補助対象事業の実施に当たり事業者を支払った補助対象事業の費用とする。補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、30万円を限度とする。ただし、補助対象事業の道路が通学路であるときは、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、40万円を限度とする。

※補助対象事業の実施により収益が発生したときは、当該収益に相当する額を除く。

生駒市危険木伐採等事業補助金交付要綱（案）

○補助の対象者

(1) 危険木を所有し、占有し、又は管理する者

(2) 危険木の所有者に伐採及び除去の承諾を得た者

※ 危険木を所有する者であっても、危険木により所有者以外の住宅に直接的な被害を与える恐れがない場合は、交付対象外。

※ 危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある住宅の所有者が同一若しくは生計が同一である場合は、対象外。

○対象森林

市内における[森林法第2条第1項に規定する森林](#)。

○危険木の判定基準

危険木とは、胸高直径20cm以上かつ樹高5m以上で、倒木により他人の居住する住宅に被害を与えるおそれのある樹木をいう。

○補助の内容

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の50%以内（[上限30万円以内](#)）

※補助金の交付の対象となる経費は、[危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費](#)とする。

※危険木を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除した経費とする。

※補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む）につき1年度内において1回限りとする。